



第56回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月26日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

東京都港区元赤坂2-2-23

明治記念館 孔雀の間

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主総会終了後、製品展示会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

目 次

第56回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 監査役2名選任の件	7
事業報告	9
連結計算書類	29
計算書類	43
監査報告書	53
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株主総会にご出席いただけない場合



インターネット又は書面により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

2025年6月25日（水曜日）

午後5時40分必着

株式会社 高見沢サルベージャックス

証券コード：6424

社 訓

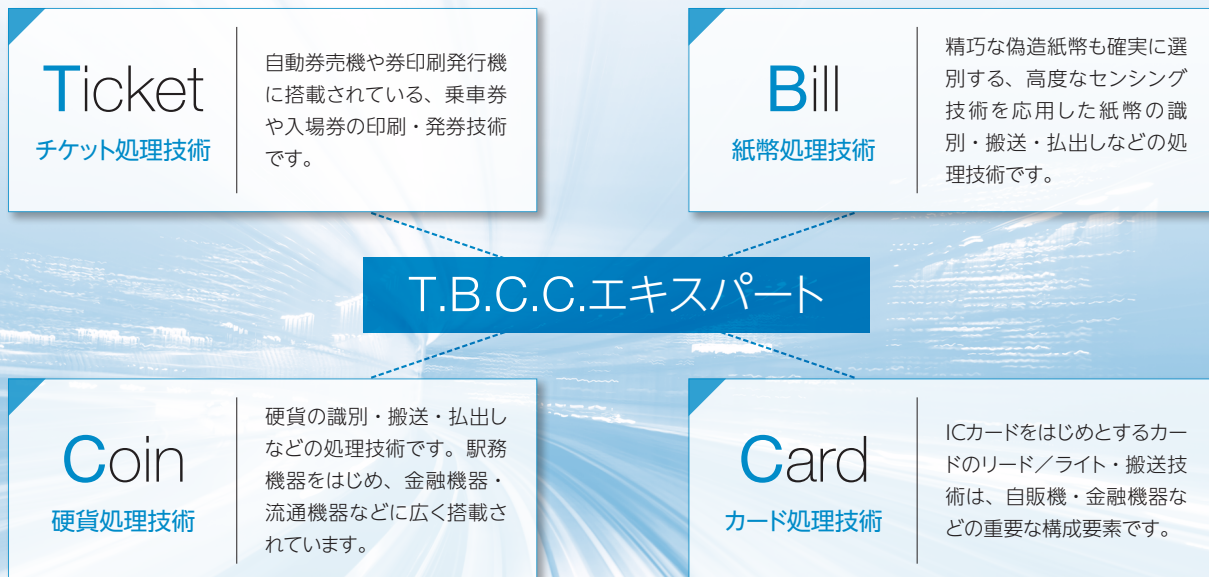
私達は、この世の中に必要不可欠な会社を創造する仲間同志である。
限らない発展に力を合わせて挑戦しよう。

企業ポリシー

人間的な暖かさと優しさに配慮した技術開発を目指す「ヒューマンテクノロジー」

「技術は一部の専門家のものではなく、多くの人々に利用されてこそ技術である」という創立以来受け継がれてきた信念のもとに、コア技術となるT.B.C.C.を応用した製品開発を続けてまいりました。画期的な技術を開発しながらも、技術者だけの一方的な視点に偏ることなく、多角的な視野で製品作りを行う。それこそがヒューマンテクノロジーの原動力です。

事業方針



チケット、紙幣、硬貨、カード処理技術T.B.C.C.の専門家として、社会のいろいろなステージのキーとなる製品を送り出せるよう、ユニークかつがん新な技術開発を行っています。

招集ご通知

証券コード 6424
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

株主各位

東京都中野区中央二丁目48番5号

株式会社 **高見沢サイバネティックス**

代表取締役社長 高見澤 和夫

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第56回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tacy.co.jp/ir/stock/meeting/?2025>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名「高見沢サイバネティックス」又は証券コード「6424」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月25日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区元赤坂2-2-23 明治記念館 孔雀の間 ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3 会 議 の 目 的 事 項	報告事項 1. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。



当社ウェブサイト：<https://www.tacy.co.jp>

高見沢サイバネティックス

検 索



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

当日ご出席されない場合

インターネットによるご行使

「スマート行使」による ご行使



同封の議決権行使書用紙のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時40分まで

議決権行使コード・パスワード 入力によるご行使



パソコン、スマートフォン等から、次の議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

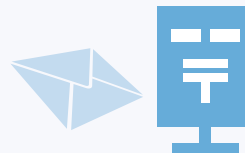
議決権行使ウェブサイト▶
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時40分まで

書面によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到達するようご返送ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱うことといたします。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)
午後5時40分到着

当日ご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- 開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

インターネットによる議決権行使についての注意事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとし、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最終に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。



「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力せずに議決権を行使できます。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

「スマート行使」ご利用イメージ

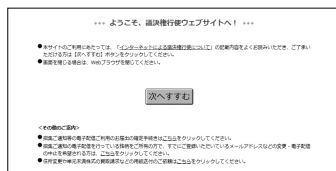


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

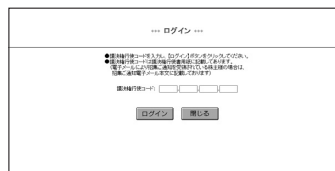
1 議決権行使ウェブサイトにアクセス



ウェブ行使

<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」と新しい「**パスワード**」を入力し、「**登録**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル ☎0120(652)031 (受付時間9:00~21:00)

(2) 上記 (1) 以外のご照会（住所・株式数など）は、下記にお問い合わせください。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引先の証券会社あてにお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部 ☎0120(782)031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

株主総会参考書類

第1号議案 | 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益の還元を経営の最重要政策の一つと認識しており、安定した経済基盤を維持するため内部留保の充実に努めると同時に、安定した配当を維持・継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円
総額 87,971,360円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月27日

第2号議案 | 監査役2名選任の件

監査役篠崎倫夫、田中勝、笹木慈夫の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、7ページから8ページのとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	監査役会出席状況
1	再任	しの ざき 篠崎 倫夫	常勤監査役	100% (13回／13回)	100% (13回／13回)
2	新任	にし やま 西山 嘉彦	社外監査役 独立役員	—	—

候補者番号

1

しの ざき
篠崎 倫夫

再任

生年月日

1959年2月22日

所有する当社の株式数

4,300 株

取締役会出席状況

100% (13回／13回)

監査役会出席状況

100% (13回／13回)

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社 入社
2011年4月 当社 テクニカル本部テクニカルセンター技術管理部長
2013年4月 当社 経営管理本部管理室管理部長
2015年6月 当社 内部監査室長
2018年4月 当社 コンプライアンス統括室長
2020年6月 当社 常勤監査役（現任）

監査役候補者とする理由

篠崎倫夫氏は、当社において内部監査部門の経験が豊富であり、当社事業内容に深い見識を有していることから、当社の監査・監督にあたり、適切な助言を期待できるため、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

にし やま

西山

よし ひこ

嘉彦

新任

社外監査役

独立役員

生年月日

1958年12月16日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1981年4月 和泉電気株式会社（現 IDEC株式会社）入社

2007年4月 同社 経営管理部長

2010年4月 同社 執行役員 経営管理担当（兼）経営管理部長

2012年2月 アイデックコントロールズ株式会社（現 IDECシステムズ&コントロールズ株式会社）代表取締役社長

2024年4月 IDEC株式会社 執行役員 社長室特命担当（現任）

社外監査役候補者とする理由

西山嘉彦氏は、上場企業において経営管理部門に長年従事してきたほか、同社国内外子会社における企業経営及び監査役等の経験も豊富で幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として独立的な立場から適切な助言を期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 西山嘉彦は、社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、篠崎倫夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
 4. 当社は、西山嘉彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を会社が全額負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
 6. 当社は、西山嘉彦氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

1 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善し、引き続き緩やかな回復傾向にあるものの、物価の上昇が続いていることに加え、欧米における高い金利水準の継続や中国経済の先行き懸念、中東地域をめぐる情勢など、依然として景気を下押しするリスクが存在しており、引き続き不透明な状況が続きました。

このような経済環境のもと、当社グループは、自動券売機・ＩＣカード自動化機器等の駅務システムやホームドアシステムを中心とした「交通システム機器」、金融・汎用機器向けユニットを中心とした「メカトロ機器」、セキュリティシステム・防災計測システム及びパーキングシステムを中心とした「特機システム機器」の専門メーカーとして、鋭意営業活動の展開に注力してまいりました。

また、技術部門及び生産部門におきましては、ホームドアや各種ゲートなどの大型製品の生産増加に対応するため、立会検査等も実施できる物流拠点として建設した「佐久ロジスティックスセンター」が本格的に稼働を開始いたしました。

このように諸施策を推進してまいりました結果、主に交通システム機器部門の自動券売機をはじめとする出改札機器、また、特機システム機器部門の防災計測システムにおいて、それぞれ複数の新規・更新案件等を受注することができ、売上高が前年同期と比べて増加いたしました。また、メカトロ機器部門におきましては、国内向け紙幣処理装置等が堅調に推移いたしました。これにより、売上高は１５３億９千１百万円（前連結会計年度比１７.９％増）となりました。

また、損益面につきましては、人材の維持・確保を目的として人件費を増額したこと等により経費が増加しましたが、売上高の増加に加え、ものづくり工程を見直し原価の低減に取り組んだことなどにより、営業利益は１３億７千４百万円（前連結会計年度比３９.７％増）、経常利益は１３億７百万円（同３９.２％増）、親会社株主に帰属する当期純利益１０億１百万円（同５２.８％増）となりました。

(ご参考)

当事業年度における当社の売上高は131億8百万円（前期比19.9%増）となりました。各機器部門別の状況は次のとおりです。

交通システム機器部門は、自動券売機等をはじめとする出改札機器とホームドアシステムの売上が増加したことなどにより、売上高は77億8千8百万円（前期比27.7%増）となりました。

メカトロ機器部門は、主に国内向け紙幣処理装置等の売上が堅調に推移したことにより、売上高は25億9千8百万円（同9.7%増）となりました。

特機システム機器部門は、防災計測システム、セキュリティシステム及びパーキングシステム、全ての売上が増加したことにより、売上高は27億2千万円（同10.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、4億8千万円であります。その主なものは、社内情報ネットワーク関連及び新基幹システムの構築費用、試験用機器・金型等の生産設備であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、銀行保証付私募債（SDGs私募債を含む）の発行により450百万円を調達いたしました。

④ その他、会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を明確化し、双方の機能を強化することで業務執行の機動性を高めるとともに、経営の効率化と意思決定の迅速化を図ることを目的として、執行役員制度の導入を決議しております。

執行役員制度の導入日 2024年6月25日

2. 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 53 期 (2022年 3 月期)	第 54 期 (2023年 3 月期)	第 55 期 (2024年 3 月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 高	百万円 9,913	百万円 10,713	百万円 13,050	百万円 15,391
経 常 利 益	215	634	938	1,307
親会社株主に帰属する 当期純利益	109	451	655	1,001
1 株当たり当期純利益	25円00銭	102円57銭	148円97銭	227円60銭
総 資 産	14,048	14,684	17,649	16,922
純 資 産	3,818	4,277	5,073	6,038
1 株 当 た り 純 資 産	868円07銭	972円49銭	1,153円38銭	1,372円90銭

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 53 期 (2022年 3 月期)	第 54 期 (2023年 3 月期)	第 55 期 (2024年 3 月期)	第 56 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売 上 高	百万円 8,197	百万円 8,814	百万円 10,937	百万円 13,108
経 常 利 益	280	544	837	1,066
当 期 純 利 益	195	387	611	838
1 株当たり当期純利益	44円38銭	88円19銭	139円13銭	190円71銭
総 資 産	12,107	13,022	15,993	15,333
純 資 産	3,801	4,194	4,845	5,658
1 株 当 た り 純 資 産	864円21銭	953円55銭	1,101円69銭	1,286円45銭

3. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社高見沢サービス	90百万円	100%	各種自動販売機の設置・保守

4. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、継続的な物価上昇が個人消費に与える影響や、アメリカの政策動向、金融資本市場の変動など、依然として景気を下振れするリスクが複数存在しており、引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、次のとおり事業を展開してまいります。

当社は、2024年度より「安全」と「決済」をキーワードに掲げ、「安全系ビジネスユニット」「決済系ビジネスユニット」（以下、ビジネスユニットは「BU」）を組織し、それぞれの分野における既存事業の強化と新規ビジネスの展開に取り組んでおります。BUは各事業部の代表が兼務する形で構成され、定期的に情報交換等を行っていましたが、更なる活動強化を目的として、2025年度より各BUの下に事業部を直接配置するなど、大幅な組織体系の見直しを行いました。具体的には『安全系BU』内に「ホームドア事業部」及び「特機事業部」、『決済系BU』内に「交通事業部」及び「パーキング事業部」を配置いたしました。また、当社メカトロ及びEMS事業の強化を目的として『メカトロ・EMビジネスユニット』を新設し、「メカトロ事業部」及び「EM推進ユニット」を配置いたしました。

また、当社は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO27001」を2025年3月に取得いたしました。これを機に従業員の情報セキュリティに対する意識を高め、全てのステークホルダーの方から安心してお取引いただける環境を構築してまいります。

また、SDGsが目指す「持続可能な社会」を実現させるべく、「サステナビリティ推進室」を中心に、各種社内目標の設定と具体的な取組も継続して行っております。

当社は、創立以来、社会インフラ設備を中心に事業を展開し、おかげさまで2024年10月に55周年を迎えることができました。今後も「世の中に必要不可欠な会社」を目指して邁進してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜われますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは下記製品の製造・販売及びアフターサービスを行っております。

区 分		主 要 製 品
電 子 制 御 機 器	交 通 シ ス テ ム 機 器	自動券売機、定期券自動発売機、自動精算機、 ＩＣカード入金機、ＩＣカード発売機（駅務用）、 券印刷発行機、ホストシステム、ホームドアシステム 他
	メ カ ト ロ 機 器	硬貨処理関連機器、紙幣処理関連機器、 カード処理関連機器、発券処理関連機器、 ＯＥＭ製品開発 他
	特 機 シ ス テ ム 機 器	パーキングシステム、セキュリティシステム、 入退場管理システム、防災計測システム、 コインゲート、カード発売機、 オープン温度試験槽、各種計測器 他

6. 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当 社

本 社	東京都中野区中央2丁目48番5号
営 業 所	大 阪 営 業 所（大阪府大阪市）
	名 古 屋 営 業 所（愛知県名古屋市）
	福 岡 営 業 所（福岡県福岡市）
	長 野 営 業 所（長野県佐久市）
	高 崎 営 業 所（群馬県高崎市）
工 場	長 野 第 一 工 場（長野県佐久市）
	長 野 第 二 工 場（長野県佐久市）
	長 野 第 三 工 場（長野県佐久市）
研 究 開 発 施 設	技 術 棟（長野県佐久市）
物 流 拠 点	佐久ロジスティックスセンター（長野県佐久市）
海 外 拠 点	上 海 駐 在 員 事 務 所（中華人民共和国上海市）

② 子会社

株 式 会 社 高 見 沢 サ ー ビ ス	
本 社	東京都品川区西五反田2丁目12番3号 第一誠実ビル
営 業 所	東京（東京都）、高崎（群馬県）、長野（長野県）、新潟（新潟県）、 大阪（大阪府）、名古屋（愛知県）、福岡（福岡県）
事 務 所 ・ セ ン タ ー	飯田橋（東京都）、五反田（東京都）、津田沼（千葉県）、横浜（神奈川県）、 松本（長野県）、北陸（富山県）

7. 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
556名	+1名

（注）使用人数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者は除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託及びパートタイマー等を含む）であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
403名	+5名	45.4歳	21.7年

（注）使用人数は、就業人員数（当社から社外への出向者は除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託及びパートタイマー等を含む）であります。

8. 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,265百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	650
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	625
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	425

（注）借入額には、社債（私募債）の未償還額が下記のとおり含まれております。
株式会社みずほ銀行 800百万円、株式会社りそな銀行 450百万円、株式会社三菱UFJ銀行 300百万円

2 会社の現況

1. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,800,000株
- ② 発行済株式の総数 4,525,000株
(自己株式 126,432株を含む)
- ③ 株主数 2,929名
- ④ 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
富 士 電 機 株 式 会 社	618千株	14.06%
富 士 通 株 式 会 社	416	9.47
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託富士電機口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	286	6.51
富 士 通 フ ロ ン テ ッ ク 株 式 会 社	250	5.68
高見沢サイバネティックス従業員持株会	208	4.75
高 見 澤 和 夫	195	4.44
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	175	3.98
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100	2.27
株 式 会 社 常 陽 銀 行	100	2.27
レ シ ッ プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	100	2.27
株 式 会 社 巴 コ ー ポ レ ー シ ョ ン	100	2.27

- (注) 1. 「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託富士電機口再信託受託者株式会社日本カストディ銀行」名義の株式286千株は富士電機株式会社が保有する当社株式を退職給付信託として信託設定したものであり、議決権については、富士電機株式会社が指図権を留保しております。
2. 当社は、自己株式を126,432株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高見澤 和 夫	社長執行役員 株式会社高見沢サービス取締役
専務取締役	竹 田 一 雄	専務執行役員 ニュービジネス推進室長 株式会社高見沢サービス取締役
取締役	高 橋 利 明	執行役員 管理本部長（兼）事業統括室長 株式会社高見沢サービス監査役
取締役	下 里 雄 二	常務執行役員 営業本部長
取締役	藤 曲 宏 弥	常務執行役員 テクニカル本部長
取締役	上 原 良 房	執行役員 T P P 本部長
取締役	土 屋 浩 治	執行役員 ものづくり本部長
取締役	荒 井 元	執行役員 品質保証本部長
取締役	高 橋 康 宏	富士通フロンテック株式会社 執行役員常務 ソリューション・サービスビジネスグループ長
取締役	野 口 真 一 郎	
常勤監査役	田 中 寛	
常勤監査役	篠 崎 倫 夫	富士電機株式会社食品流通事業本部 事業統括部副統括部長（兼）管理部長
監査役	田 中 勝	
監査役	笹 木 慈 夫	
監査役	泉 直 子	

- (注) 1. 取締役のうち、高橋康宏、野口真一郎の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、田中勝、笹木慈夫、泉直子の3氏は社外監査役であります。
3. 当事業年度の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・2024年6月25日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって、花岡伸一、朝日秀彦の両氏は任期満了により退任いたしました。
4. 田中勝氏は、財務経理部門に在籍し、決算手続き並びに財務諸表の作成等に従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 笹木慈夫氏は、会社経営や監査業務の長年に亘る経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、取締役野口真一郎氏、監査役笹木慈夫氏及び泉直子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。
- ・執行役員 白石健治 管理本部副本部長（兼）経理室長
 - ・執行役員 町田康夫 営業本部副本部長（兼）決済系ビジネスユニット長（兼）交通事業部長
 - ・執行役員 尾崎一成 営業本部副本部長（兼）安全系ビジネスユニット長（兼）パーキング事業部長
 - ・執行役員 須賀井明浩 テクニカル本部副本部長（兼）S E センター長

当社取締役のスキルマトリックス

氏 名	企業経営	営業・マーケティング	海外ビジネス	技術・研究開発	生産・品質管理・調達	財務・会計	人事・労務	法務・リスクマネジメント
高見澤和夫	○	○	○			○	○	○
竹田一雄	○	○		○	○			○
高橋利明						○	○	○
下里雄二		○	○					
藤曲宏弥				○	○			
上原良房				○	○			
土屋浩治				○	○			
荒井元				○	○			
高橋康宏 (※)	○	○	○					○
野口真一郎 (※)	○	○		○	○			

※社外取締役

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役及び当社執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等について、当社の持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限に発揮するために、インセンティブの観点から業績を考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職制を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、固定報酬としての「基本報酬」と、業績を考慮した金額を支給する「業績連動報酬」により構成します。「基本報酬」は月額固定報酬とし、各取締役・執行役員の役位、職責、在任年数等に応じて、総合的に勘案して決定します。また、「業績連動報酬」は、前事業年度の連結経常利益を主要な指標として年額を算出し、12ヶ月で按分した月例の報酬を毎月現金で支給することとします。

「基本報酬」と「業績連動報酬」の報酬割合につきまして、当社の過去の業績や今後の計画等を踏まえて基準となる業績値を設定した上で、当該基準と比較して好業績となる場合に業績連動報酬の割合が増えるように設定します。

なお、社外取締役の報酬につきましては、業務執行の監督を行うその職務に鑑み「基本報酬」のみを支払います。

個人別の報酬額につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬と業績連動報酬の額の決定となります。

なお、報酬額の決定方針は、取締役会決議により決定するものとし、報酬額算出の基礎となる指標及びその範囲については、適宜、環境の変化等に応じて見直しを行います。

監査役の報酬につきましては、業務執行の監査を行うその職務に鑑み固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第51回定時株主総会において年額1億5千万円以内（うち社外取締役は年額1千万円以内）と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は2名）です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2023年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長高見澤和夫が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しており、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の額の決定になります。

これらの権限を委任した理由は、当社の業績や経営環境等を把握しつつ、各取締役の担当職務・職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しているためであります。

代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議のほか、別途取締役会決議で定めた算出方針があり、また担当取締役と協議を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員員数 (人)
		基本報酬	業績連動	
取 締 役 (うち社外取締役)	84,112 (3,960)	56,511 (3,960)	27,600 (一)	12 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	22,800 (7,560)	22,800 (7,560)	—	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	106,912 (11,520)	79,311 (11,520)	27,600 (一)	17 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2024年6月25日開催の第55回定時株主総会終結のときをもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 当社は、2013年6月27日開催の第44回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
- これに基づき当事業年度中に退任した取締役1名に対し1,170千円の役員退職慰労金を支給しております。
- また、当事業年度末現在における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定額は、取締役2名に対し52,872千円となっております。なお、これらの金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

ホ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度に剰余金の配当を実施した場合に限り支給するものとし、前事業年度の連結経常利益を主要な指標として算出しています。前事業年度の連結経常利益は、11頁の「2. 財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役野口真一郎氏は、富士通フロンテック株式会社の執行役員常務ソリューション・サービスビジネスグループ長を兼務しております。なお、富士通フロンテック株式会社は当社大株主（持株比率5.68%）であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役田中勝氏は、富士電機株式会社の食品流通事業本部事業統括部副統括部長（兼）管理部長を兼務しております。なお、富士電機株式会社は当社主要株主（持株比率20.57%）であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況及び
		社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	高 橋 康 宏	2024年6月25日就任以降に開催された取締役会10回中9回に出席し、当社事業分野での長年に亘る実績と、社外取締役及び社外監査役の経験による幅広い見識から、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献しております。
取 締 役	野 口 真一郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、当社事業分野における長年に亘る経験と幅広い知見を基に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に貢献しております。
監 査 役	田 中 勝	当事業年度に開催された取締役会13回中12回、監査役会13回中12回に出席し、公正・中立な観点から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
監 査 役	笹 木 慈 夫	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席し、長年に亘る会社経営や監査業務の経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
監 査 役	泉 直 子	当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査役会13回全てに出席し、当社事業分野における経験や工学博士としての幅広い見識から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33,750千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,750千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社グループの取締役及び使用人が、倫理・法令を遵守するためにとるべき行動の基準を示した「行動規範」及び「倫理法令遵守（コンプライアンス）規程」を制定する。
- ・ 当社の代表取締役を委員長とした「倫理法令遵守（コンプライアンス）委員会」を設置し、当社グループの取締役及び使用人を対象とした研修会を開催する等、コンプライアンス体制を構築・維持する体制を整える。
- ・ 業務執行部門から独立したコンプライアンス統括室は、定期的にコンプライアンス体制の監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
- ・ 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループ内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気付いた場合に、通報又は相談できる体制として、内部通報窓口を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存及び管理する。
- ・ 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社グループ各部門の代表者で構成する「危機管理プロジェクト」を設置する。危機管理プロジェクトは、当社グループの経営に係わる全てのリスクを抽出・分析し、諸規程の整備をはじめとした対応策を検討する。検討結果は、取締役会に適時報告する。
- ・ コンプライアンス統括室は、当社グループのリスク管理状況の監査を行い、業務改善に関し必要かつ適切な助言を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月1回開催し、業務執行状況の監督並びに経営上の重要事項についての意思決定を行う。また、経営方針の徹底と迅速化及び業務遂行の明確化を図るため、取締役・監査役・執行役員・各事業部長・室長・センター長及び当社グループ会社の代表者で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する意思決定を行う。
- ・中期経営計画及び年度経営計画を作成し、当社グループの統一目標を設定する。目標達成に向け、各部門において具体策を立案・実行させ、取締役会及び経営会議にて進捗状況の管理・監督を行う。
- ・業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程に基づいて権限の委譲が行われ、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

- ・関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、適切な経営管理を行う。
- ・当社で月に1度開催している経営会議に子会社の代表者を出席させ、業務の状況に関する報告を受ける。また、適時重要事項の事前協議を行う。
- ・当社より取締役又は監査役を派遣して、子会社の運営を監視・監督及び監査し、グループの経営方針に沿って適正に運営されているか確認をする。
- ・当社監査役及びコンプライアンス統括室の監査は、子会社も対象として実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議し、必要に応じて補助すべき使用人を指名する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・指名された使用人は、監査役を補助する期間は監査役の指揮命令の下で行動し、その命令に関する取締役、コンプライアンス統括室長等からの指揮命令は一切受けない。
- ・使用人の任命・解任・人事評価等については、監査役会の同意を必要とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- ・ 監査役が取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握できる体制にする。また、監査役が必要と判断したときは、その求めに応じて当社グループの取締役及び使用人は書類の提出、報告を行う。
- ・ 倫理法令遵守規程に基づいて適切な運用を維持することにより、監査役への適切な報告体制を確保する。
- ・ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・ 監査役は、経営の透明性と監視機能を高めることを目的として、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
- ・ 監査役は、コンプライアンス統括室と緊密な連携を保ち、必要に応じてコンプライアンス統括室に調査を求める。
- ・ 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- ・ 監査役がその職務の執行にかかる費用の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制システムを整備、構築する。
- ・ 内部統制システムは継続的に評価し、必要な是正を行うことで、有効かつ適正に機能する体制を整える。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・ 「行動規範」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する旨を基本方針として定める。
- ・ 不当要求や妨害行為等が発生した場合は、所轄警察署や顧問弁護士等の外部機関と連携をとり、迅速に対応できる体制を整える。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス

各階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修等を通して周知徹底を図り、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

② リスク管理

毎月開催される危機管理プロジェクトにおいて、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討しております。

③ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

④ 監査役の監査体制

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議に出席するほか、重要な決議書類の閲覧を行っております。

また、監査役は代表取締役、コンプライアンス統括室、会計監査人との間で定期的に情報交換を行うことで、監査の実効性を高めております。

⑤ 内部監査体制

コンプライアンス統括室が、監査計画に基づき当社グループの内部監査を実施しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入で表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額               | 科 目                    | 金 額               |
|----------------------|-------------------|------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>     |                   | <b>(負 債 の 部)</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>11,853,753</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>6,567,068</b>  |
| 現金及び預金               | 2,829,879         | 支払手形及び買掛金              | 2,011,541         |
| 受取手形、売掛金及び契約資産       | 5,263,166         | 短期借入金                  | 2,490,000         |
| 電子記録債権               | 772,295           | リース債務                  | 124,980           |
| 棚卸資産                 | 2,747,234         | 未払法人税等                 | 258,660           |
| その他の                 | 241,177           | 賞与引当金                  | 511,991           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>5,069,193</b>  | 受注損失引当金                | 215,465           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>2,562,067</b>  | その他の                   | 954,429           |
| 建物及び構築物              | 1,086,219         | <b>固 定 負 債</b>         | <b>4,317,084</b>  |
| 工具器具備品               | 309,612           | 社 債                    | 1,550,000         |
| 土地                   | 820,194           | 長期借入金                  | 330,000           |
| リース資産                | 284,531           | リース債務                  | 233,327           |
| その他の                 | 61,508            | 退職給付に係る負債              | 2,076,312         |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>321,025</b>    | 長期未払金                  | 52,872            |
| ソフトウェア               | 49,485            | 資産除去債務                 | 47,793            |
| ソフトウェア仮勘定            | 211,919           | その他の                   | 26,778            |
| リース資産                | 48,824            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>10,884,152</b> |
| その他の                 | 10,796            | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                   |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>2,186,101</b>  | <b>株 主 資 本</b>         | <b>5,499,469</b>  |
| 投資有価証券               | 929,234           | 資 本 金                  | 700,700           |
| 退職給付に係る資産            | 349,889           | 資 本 剰 余 金              | 722,424           |
| 繰延税金資産               | 634,010           | 利 益 剰 余 金              | 4,173,307         |
| その他の                 | 306,973           | 自 己 株 式                | △96,962           |
| 貸倒引当金                | △34,006           | その他の包括利益累計額            | 539,324           |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>16,922,947</b> | その他有価証券評価差額金           | 353,409           |
|                      |                   | 退職給付に係る調整累計額           | 185,915           |
|                      |                   | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>6,038,794</b>  |
|                      |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>16,922,947</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 15,391,532 |
| 売上原価            |         | 11,046,564 |
| 売上総利益           |         | 4,344,967  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,970,658  |
| 営業利益            |         | 1,374,309  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 19,031  |            |
| 不動産賃貸料          | 14,880  |            |
| その他             | 8,289   | 42,200     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 42,451  |            |
| 社債利息            | 13,827  |            |
| 不動産賃貸費用         | 42,425  |            |
| 社債発行費           | 7,911   |            |
| その他             | 2,665   | 109,280    |
| 経常利益            |         | 1,307,228  |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 7,245   | 7,245      |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,299,983  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 315,098 |            |
| 法人税等調整額         | △16,252 | 298,845    |
| 当期純利益           |         | 1,001,137  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 1,001,137  |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)  
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |           |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 2024 年 4 月 1 日 残 高            | 700,700 | 722,424   | 3,246,946 | △96,922 | 4,573,148 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △74,776   |         | △74,776   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 1,001,137 |         | 1,001,137 |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △40     | △40       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） |         |           |           |         |           |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －         | 926,361   | △40     | 926,320   |
| 2025 年 3 月 31 日 残 高           | 700,700 | 722,424   | 4,173,307 | △96,962 | 5,499,469 |

|                               | その他の包括利益累計額                |                            |                              | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|
|                               | そ の 他 有 価 証<br>券 評 価 差 額 金 | 退 職 給 付 に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括<br>利 益 累 計 額 合 計 |           |
| 2024 年 4 月 1 日 残 高            | 318,074                    | 182,058                    | 500,132                      | 5,073,281 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                            |                            |                              |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                            |                            |                              | △74,776   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                            |                            |                              | 1,001,137 |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                            |                            |                              | △40       |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） | 35,335                     | 3,856                      | 39,191                       | 39,191    |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 35,335                     | 3,856                      | 39,191                       | 965,512   |
| 2025 年 3 月 31 日 残 高           | 353,409                    | 185,915                    | 539,324                      | 6,038,794 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

## (1) 連結の範囲に関する事項

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| ① 連結子会社の数    | 1 社                          |
| 連結子会社の名称     | (株)高見沢サービス                   |
| ② 非連結子会社の名称等 |                              |
| 非連結子会社の名称    | (株)高見沢メックス<br>(株)高見沢ソリューションズ |

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除外しております。

## (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社(株)高見沢メックス及び(株)高見沢ソリューションズは、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

## (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## (4) 会計方針に関する事項

## ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

## a. 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## b. 棚卸資産

商品・製品……………個別原価法及び総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

半製品・原材料……………総平均法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品……………個別原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

受注損失引当金……………受注案件に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 9. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

当社及び連結子会社では、交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門において、電子制御機器の設計、製造、販売、設置、保守等の事業を行っております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### a. 製品及び商品の販売（bに含まれるものを除く）

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷時点で収益を認識しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

##### b. 製品の設計・販売及び役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当期首の純資産額に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「受注損失引当金」については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において「支払利息」に含めておりました「社債利息」については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

## 繰延税金資産の回収可能性

## (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 634,010千円

（繰延税金負債との相殺前の金額は 856,037千円であります。）

## (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

## ① 算出方法

当社グループでは、将来減算一時差異に対して、予測される将来課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

## ② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、売上高の予測であります。売上高の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

## ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

5,381,577千円

## 4. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

4,525,000株

## (2) 配当に関する事項

配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の<br>総 額<br>(千円) | 1 株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|---------------------|------------------------|------------|------------|
| 2024年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 74,776              | 17.00                  | 2024年3月31日 | 2024年6月26日 |

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
次のとおり、決議を予定しております。

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の<br>総 額<br>(千円) | 1 株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|---------------------|------------------------|------------|------------|
| 2025年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 87,971              | 20.00                  | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

## 6. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は主として運転資金であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額25,767千円)は、「投資有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金、リース債務（流動負債）は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|                 | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|-----------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 投資有価証券      |                |           |        |
| 其他有価証券          | 903,466        | 903,466   | —      |
| (2) 社債          | 1,550,000      | 1,522,615 | 27,384 |
| (3) リース債務（固定負債） | 233,327        | 216,989   | 16,337 |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分           | 時価      |      |      |         |
|--------------|---------|------|------|---------|
|              | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |      |      |         |
| その他有価証券      |         |      |      |         |
| 株式           | 903,466 | —    | —    | 903,466 |
| 資産計          | 903,466 | —    | —    | 903,466 |

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分          | 時価   |           |      |           |
|-------------|------|-----------|------|-----------|
|             | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 社債          | —    | 1,522,615 | —    | 1,522,615 |
| リース債務（固定負債） | —    | 216,989   | —    | 216,989   |
| 負債計         | —    | 1,739,605 | —    | 1,739,605 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

７．１株当たり情報に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| １株当たり純資産額  | 1,372円90銭 |
| １株当たり当期純利益 | 227円60銭   |

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．収益認識に関する注記

(１) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|          |            |
|----------|------------|
| 交通システム機器 | 8,889,179  |
| メカトロ機器   | 2,587,861  |
| 特機システム機器 | 3,914,492  |
| 合計       | 15,391,532 |

(注)当連結グループは、電子制御機器の製造販売及びこれら付随業務の単一セグメントであります。交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門別の顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しております。

## (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益は注記「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に従って会計処理し、製品又はサービスに関する主な収益認識方法は以下のとおりです。

当社及び連結子会社では、交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門において、電子制御機器の設計、製造、販売、設置、保守等の事業を行っております。

顧客との契約を識別するにあたっては、同一の顧客と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約について、以下の①から③のいずれかに該当する場合、複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理しております。

- ①複数の契約が同一の商業的目的を有するものとして交渉された。
- ②一つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受ける。
- ③複数の契約において約束した財又はサービスが、単一の履行義務となる。

契約の当事者が承認した契約の範囲又は価格（あるいはその両方）の変更があった場合、当該変更を「別個の契約」又は「当初契約の変更」のいずれとして会計処理すべきなのかを判断しております。

契約に複数の財又はサービスが含まれる場合、履行義務が別個のものか否かを判断して、会計処理の単位を決定しております。

取引価格は、財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で算定しております。また、取引価格は、独立販売価格の比率に基づき、履行義務に配分しております。独立販売価格を直接観察できない場合、履行義務を充足するために発生するコストを見積り、当該財又はサービスの適切な利益相当額を加算する方法により、独立販売価格の見積りを行っております。

当社及び連結子会社では、約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、収益を認識しております。契約における取引開始日に、履行義務のそれぞれが、一定の期間にわたり充足されるものか又は一時点で充足されるものかを判断しております。以下の①から③の要件のいずれかを満たす場合、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

- ①顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する。
- ②顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する。
- ③顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している。

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する要件に該当しない場合、財又はサービスを顧客に移転し当該履行義務が充足された一時点で収益を認識しております。

①製品及び商品の販売（②に含まれるものを除く）

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷時点で収益を認識しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

②製品の設計・販売及び役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。

顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は連結会計年度末に適切な見直しを行っております。

顧客との契約開始時点で、財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が支払いを行う時点との間が概ね1年以内であると見込まれるため、金融要素に重要なものではありません。

## (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

## ①契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は当社及び連結子会社が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社及び連結子会社の権利です。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。

契約負債は財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は流動負債「その他」に含まれております。

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度   |           |
|---------------|-----------|-----------|
|               | 期首残高      | 期末残高      |
| 顧客との契約から生じた債権 | 4,690,326 | 5,672,858 |
| 契約資産          | 1,880,395 | 362,603   |
| 契約負債          | 50,888    | 36,279    |

また、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

## ②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の残存履行義務に配分した取引価格残高は3,379,161千円です。

未充足の残存履行義務残高は、概ね1年以内に充足される見込みです。

また、上記取引金額には、重要な変動対価の金額の見積りは含まれていません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在) (単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|-----------|------------|--------------|------------|
| (資産の部)    |            | (負債の部)       |            |
| 流動資産      | 10,588,502 | 流動負債         | 5,876,542  |
| 現金及び預金    | 2,300,627  | 支払手形         | 544,574    |
| 受取手形      | 65,872     | 買掛金          | 1,430,665  |
| 電子記録債権    | 749,997    | 短期借入金        | 2,200,000  |
| 売掛金及び契約資産 | 4,803,583  | 1年内返済予定長期借入金 | 60,000     |
| リース投資資産   | 2,105      | リース負債        | 73,558     |
| 商品及び製品    | 636,028    | 未払金          | 409,769    |
| 仕掛品       | 636,715    | 未払費用         | 272,986    |
| 原材料及び貯蔵品  | 1,199,534  | 未払法人税等       | 212,780    |
| 前払費用      | 68,264     | 賞与引当金        | 374,664    |
| 前払金       | 38,437     | 受注損失引当金      | 215,465    |
| 短期貸付金     | 20,000     | その他の流動負債     | 82,078     |
| 固定資産      | 67,335     | 固定負債         | 3,798,117  |
| 有形固定資産    | 4,744,698  | 社長期借入金       | 1,550,000  |
| 建物        | 2,400,775  | リース負債        | 280,000    |
| 構築物       | 1,042,587  | 退職給付引当金      | 166,515    |
| 機械及び装置    | 56,981     | 長期未払金        | 1,745,318  |
| 車両運搬具     | 57,749     | 資産除去負債       | 52,872     |
| 工具器具備品    | 3,759      | 負債合計         | 9,674,660  |
| 土地        | 303,360    | (純資産の部)      |            |
| リース資産     | 771,849    | 株主資本         | 5,324,706  |
| 無形固定資産    | 164,486    | 資本金          | 700,700    |
| ソフトウェア    | 318,245    | 資本剰余金        | 722,424    |
| ソフトウェア仮勘定 | 49,485     | 資本準備金        | 722,424    |
| リース資産     | 211,919    | 利益剰余金        | 3,998,545  |
| 電話加入権     | 50,536     | その他利益剰余金     | 3,998,545  |
| その他の資産    | 5,976      | 繰越利益剰余金      | 3,998,545  |
| 投資その他の資産  | 328        | 自己株式         | △96,962    |
| リース投資資産   | 2,025,678  | 評価・換算差額等     | 333,833    |
| 投資有価証券    | 1,491      | その他有価証券評価差額金 | 333,833    |
| 関係会社株     | 867,422    | 純資産合計        | 5,658,540  |
| 敷金及び保証金   | 103,138    | 負債・純資産合計     | 15,333,200 |
| 前払年金費用    | 201,448    |              |            |
| 繰延税金資産    | 193,879    |              |            |
| 破産更生債権等   | 669,537    |              |            |
| 貸倒引当金     | 17,141     |              |            |
| 資産合計      | △28,381    |              |            |
|           | 15,333,200 |              |            |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 損益計算書

(自 2024年 4 月 1 日)  
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 13,108,304 |
| 売上原価         |         | 9,394,926  |
| 売上総利益        |         | 3,713,378  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 2,584,958  |
| 営業利益         |         | 1,128,419  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息及び配当金    | 18,229  |            |
| 不動産賃貸料       | 15,123  |            |
| その他          | 6,177   | 39,531     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 34,862  |            |
| 社債利息         | 13,827  |            |
| 不動産賃貸費用      | 42,775  |            |
| 社債発行費用       | 7,911   |            |
| その他          | 2,451   | 101,827    |
| 経常利益         |         | 1,066,123  |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除却損      | 7,245   | 7,245      |
| 税引前当期純利益     |         | 1,058,877  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 234,721 |            |
| 法人税等調整額      | △14,704 | 220,016    |
| 当期純利益        |         | 838,861    |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)  
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |           |             |           |         |             |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金   |           | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金 合 計 | その他利益 剰 余 金 | 利益剰余金 合 計 |         |             |
| 2024年 4 月 1 日 残高            | 700,700 | 722,424   | 722,424   | 3,234,460   | 3,234,460 | △96,922 | 4,560,661   |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |           |             |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |           |           | △74,776     | △74,776   |         | △74,776     |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |           | 838,861     | 838,861   |         | 838,861     |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |           |           |             |           | △40     | △40         |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |         |           |           |             |           |         |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —         | —         | 764,085     | 764,085   | △40     | 764,044     |
| 2025年 3 月 31 日 残高           | 700,700 | 722,424   | 722,424   | 3,998,545   | 3,998,545 | △96,962 | 5,324,706   |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計     |
|-----------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 2024年 4 月 1 日 残高            | 285,253          | 285,253        | 4,845,915 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                  |                | △74,776   |
| 当 期 純 利 益                   |                  |                | 838,861   |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                  |                | △40       |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | 48,580           | 48,580         | 48,580    |
| 事業年度中の変動額合計                 | 48,580           | 48,580         | 812,625   |
| 2025年 3 月 31 日 残高           | 333,833          | 333,833        | 5,658,540 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

## (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品……………個別原価法及び総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

半製品・原材料……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品……………個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………最終仕入原価法

## (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

## リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                                                                                                                                                                            |
| 賞与引当金   | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。                                                                                                                                                                                                          |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>①退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>②数理計算上の差異の処理方法<br>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |
| 受注損失引当金 | 受注案件に係る損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。                                                                                                                                                                           |

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 9. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。

当社では、交通システム機器、メカトロ機器、特機システム機器の各部門において、電子制御機器の設計、製造、販売、設置、保守等の事業を行っております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### ①製品及び商品の販売（②に含まれるものを除く）

当該履行義務については、一時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断しております。

国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、主に出荷時点で収益を認識しております。なお、出荷時点で収益を認識しない国内の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

輸出取引については、貿易条件で定められた顧客への引渡時点で収益を認識しております。

##### ②製品の設計・販売及び役務の提供

当該履行義務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用しております。履行義務の充足に係る進捗度は案件の原価総額の見積りに対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積ることができない場合、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分についてのみ、原価回収基準により収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りについては、その支配の移転が適切に反映される方法を採用し、類似の履行義務に一貫して適用しております。また、履行義務の充足に係る進捗度は事業年度末に適切な見直しを行っております。

顧客への役務の提供が契約期間にわたり均等である保守契約等については、契約期間にわたり定額で収益を認識しております。また、請求金額（請求する権利）が、履行が完了した部分に対する対価の額に直接対応する場合、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「受注損失引当金」については、金額的重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

損益計算書

前事業年度において「支払利息」に含めておりました「社債利息」については、金額的重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

## 2. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 669,537千円

（繰延税金負債との相殺前の金額は 825,244千円であります。）

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社では、将来減算一時差異に対して、予測される将来課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、売上高の予測であります。売上高の予測は、主に顧客の需要予測を基に判断しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の予測は、見積りの不確実性が高く、売上高が変化することに伴い、課税所得の見積り額が変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                  |             |
|----------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額               | 4,954,513千円 |
| (2) 保証債務                         |             |
| 関係会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。 |             |
| 株式会社高見沢サービス                      | 200,000千円   |
| (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務           |             |
| 短期金銭債権                           | 336,109千円   |
| 短期金銭債務                           | 238,178千円   |

## 4. 損益計算書に関する注記

- |               |             |
|---------------|-------------|
| (1) 関係会社との取引高 |             |
| 営業取引による取引高    |             |
| 売上高           | 658,334千円   |
| 仕入高           | 1,362,867千円 |
| 製造経費          | 27,733千円    |
| 販売費及び一般管理費    | 62,037千円    |
| 営業取引以外の取引高    | 15,266千円    |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 |          |
| 普通株式                   | 126,432株 |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、退職給付引当金、賞与引当金、受注損失引当金、棚卸資産評価損であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 属 性  | 会社等の名称             | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被 所 有)<br>割 合 (%) | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引 内 容   | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|--------------------|----------------------------------------|----------------------|-----------|--------------|-----|--------------|
| 主要株主 | 富 士 電 機<br>株 式 会 社 | 被所有<br>直接 20.6                         | 当社製品等の<br>販売         | 製 品 の 販 売 | 35,419       | 売掛金 | 38,829       |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売価格等は一般的取引条件を勘案して決定しております。

(2) 子会社

| 属 性 | 会社等の名称              | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被 所 有)<br>割 合 (%) | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係           | 取 引 内 容            | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------|----------------------------------------|--------------------------------|--------------------|--------------|-----|--------------|
| 子会社 | 株式会社高見沢<br>サ ー ビ ス  | 所有<br>直接 100                           | 各種自動販売<br>機の設置・保<br>守<br>役員の兼任 | 製品等の販売             | 609,272      | 売掛金 | 249,202      |
|     |                     |                                        |                                | 部材等の仕入             | 665,250      | 買掛金 | 119,037      |
|     |                     |                                        |                                | 債 務 保 証<br>(注3)    | 200,000      | —   | —            |
|     | 株式会社高見沢<br>メ ッ ク ス  | 所有<br>直接 100                           | 当社製品等の<br>製造<br>役員の兼任          | 部材等の仕入             | 487,775      | 買掛金 | 55,828       |
|     | 株式会社高見沢<br>ソリューションズ | 所有<br>直接 100                           | ソフトウェア<br>の設計・開発<br>等<br>役員の兼任 | ソフトウェアの<br>開 発 委 託 | 89,593       | 買掛金 | 13,850       |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品の販売価格等は一般的取引条件を勘案して決定しております。

3. 金融機関からの借入等につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

1,286円45銭

1 株当たり当期純利益

190円71銭

9. 収益認識に関する注記

- ・収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社高見沢サイバネティックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 貫 一 紀  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高見沢サイバネティックスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高見沢サイバネティックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社高見沢サイバネティックス

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 貫 一 紀  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高見沢サイバネティックスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス統括室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

株式会社高見沢サイバネティックス 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 田 中 寛   | ㊞ |
| 常勤監査役 | 篠 崎 倫 夫 | ㊞ |
| 社外監査役 | 田 中 勝   | ㊞ |
| 社外監査役 | 笹 木 慈 夫 | ㊞ |
| 社外監査役 | 泉 直 子   | ㊞ |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

**午前10時**（受付開始：午前9時）

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。